

第4節 騒音・振動

1. 工場・事業場・建設作業等

(1) 概況

工場・事業場に設置される著しい騒音・振動を発生させる施設を特定施設といい、騒音規制法や振動規制法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例により定められています。この特定施設を有する工場・事業場を特定工場といい、届出が義務付けられ、法及び条例の規制を受けます。

工場・事業場騒音の未然防止を図るため、特定工場等に対する立ち入り調査を実施し、規制基準を超えていた工場に対しては、原因の究明と対策の実施を求める等の改善指導を行いました。

建設作業の騒音についても、特に著しい騒音・振動を発生する作業については特定建設作業として届出が義務付けられ、法による規制を受けます。届出者に対しては、周辺的生活環境に配慮した作業の実施や周辺住民への事前周知の徹底等の指導を行っています。

(2) 現状と対策

(ア) 騒音・振動苦情の状況

平成27年度の騒音苦情件数は、総苦情件数164件中22件と全体の13.4%を占めています。発生源別にみると、工場・事業場、建設作業で騒音苦情の約8割となっています。

振動苦情件数は0件でした。

図2-4-1 騒音苦情の発生源別内訳

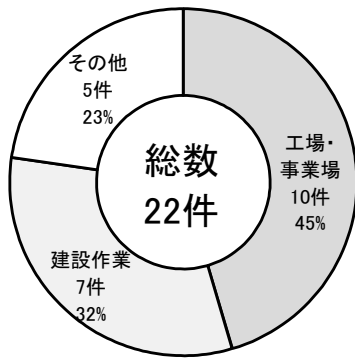
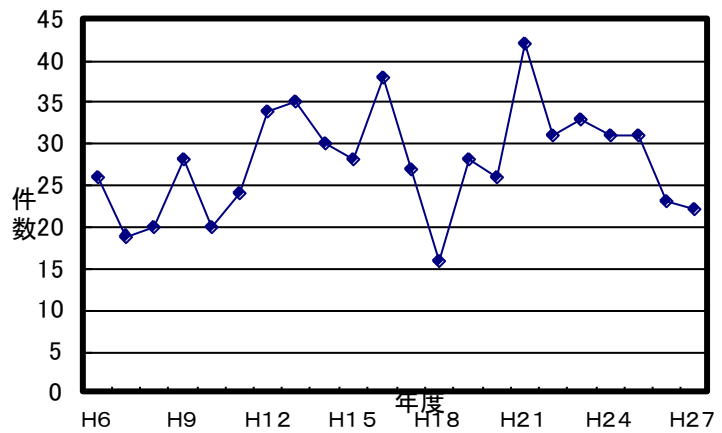


図2-4-2 騒音苦情数の経年変化



(イ) 工場・事業場

① 特定施設の届出状況（平成27年度末）

騒音の届出特定施設数は2,749で、内訳は、空気圧縮機等、織機、金属加工機械、印刷機械の順に多く、この4施設で全体の約90%を占めています。一方、振動の届出特定施設数は1,639で、内訳は、織機、金属加工機械、圧縮機、合成樹脂用射出成形機の順に多く、この4施設で全体の約80%を占めています。

図 2-4-3 騒音規制法の特定施設

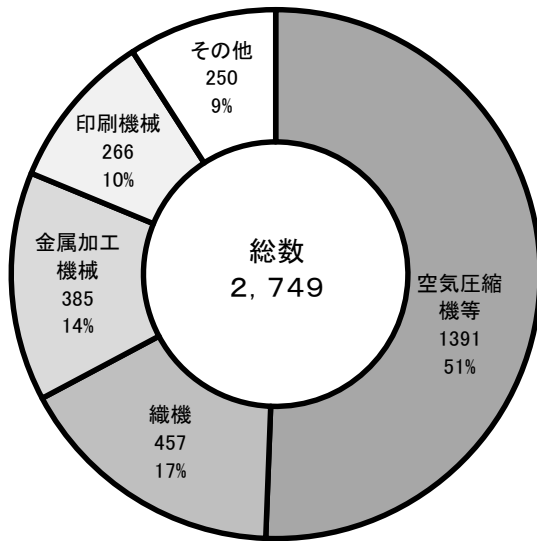
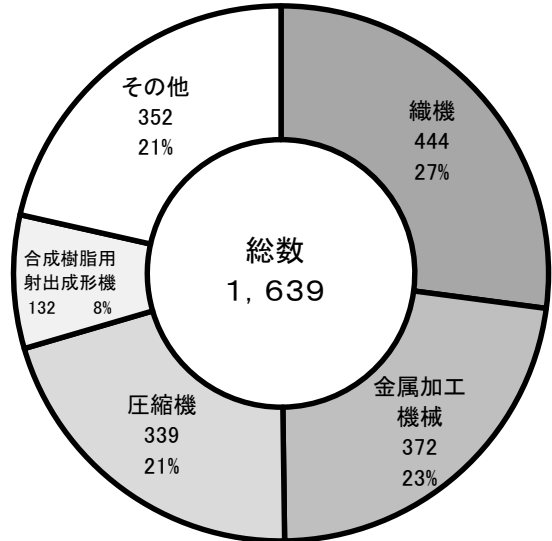


図 2-4-4 振動規制法の特定施設



② 特定工場への立ち入り調査結果

平成27年度は、苦情相談があった事業場について騒音の立ち入り調査を実施しました。測定の結果、基準値内であることを確認しました。

(ウ) 特定建設作業

平成27年度の特定建設作業の届出状況は、さく岩機、杭打ち機を使用する作業がほとんどでした。杭打ちについては、近年、セメントミルク工法等の騒音・振動レベルの低減につながる工法等が多く用いられています。

表 2-4-1 特定建設作業届出件数（騒音規制法）

使用機器種類	24年度	25年度	26年度	27年度
くい打ち、抜き機等	9	17	22	12
さく岩機	34	59	36	27
空気圧縮機	2	7	1	2
コンクリートプラント	0	0	0	0
バックホウ	4	4	0	1
ブルドーザー	0	0	0	0
計	49	87	59	42

表 2-4-2 特定建設作業届出件数（振動規制法）

使用機器種類	24年度	25年度	26年度	27年度
くい打ち、抜き機等	7	15	20	11
鋼球	0	0	0	0
舗装版破碎機	0	0	0	0
さく岩機	20	41	26	21
計	27	56	46	32

2. 自動車騒音・振動

(1) 概況

主要幹線道路の自動車公害の実態把握を行うため、交通量の多い路線を中心に調査対象路線を選定し、計画的に毎年3路線について騒音・振動調査を実施しています。

平成27年度は、県道安武国分線、県道一丁田久留米停車場線、県道中尾大刀洗線の3路線において測定を行いました。

(2) 現状と対策

① 自動車騒音

調査した3路線で環境基準を達成し、要請限度については、いずれも限度内でした。

面的評価の結果は、近接空間（道路端から0～20m。ただし、2車線以下は0～15m。）及び非近接空間（道路端から20～50m。ただし、2車線以下は15～50m。）で、調査した3路線で昼夜ともに環境基準を達成しました。

自動車騒音の対策については、交通量の分散や道路構造の改善等が上げられますが、これらの改善には多くの費用と時間を要するため、結果については庁内関係部局及び道路管理者である関係行政機関に報告しています。

表 2-4-3 平成27年度自動車騒音測定結果

[単位：Leq dB(A)]

測定地点	昼（6～22時）			夜（22～6時）		
	測定値	環境基準	要請限度	測定値	環境基準	要請限度
県道安武国分線	65	70	75	60	65	70
県道一丁田久留米停車場線	62			59		
県道中尾大刀洗線	61			54		

※ Leq（等価騒音レベル）…変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値

② 自動車振動

自動車振動については、全地点全ての時間帯において要請限度内でした。

表 2-4-4 平成27年度自動車振動測定結果

[単位：dB]

測定地点	昼（8～19時）		夜（19～8時）	
	測定値	要請限度	測定値	要請限度
県道安武国分線	45	65	34	60
県道一丁田久留米停車場線	48	65	38	60
県道中尾大刀洗線	42	65	32	60

③ 高速道路（九州自動車道）の状況

昭和48年の開通当時の鳥栖JCT～久留米間の日平均交通量は、約6千～7千台でしたが、平成7年に九州縦貫自動車道が、翌8年には大分自動車道が全線開通し、現在では約68,000台と約10倍に増えています。

そこで、高速道路の防音対策として、住宅地付近を中心に防音壁が設置されています。

表 2-4-5 九州自動車道防音壁設置状況 (単位：m)

設置年度	設置延長		計	設置年度	設置延長		計
	福岡方面	熊本方面			福岡方面	熊本方面	
昭和49年	1,203	383	1,586	平成8年	—	—	0
昭和52年	302	188	490	平成9年	—	—	0
昭和53年	504	286	790	平成10年	—	196	196
昭和54年	388	—	388	平成11年	—	188	188
昭和55年	363	—	363	平成12年	—	—	0
昭和56年	404	454	858	平成13年	—	—	0
昭和57年	132	240	372	平成14年	—	—	0
昭和58年	—	387	387	平成15年	—	200	200
昭和59年	—	220	220	平成16年	—	—	0
昭和60年	490	742	1,232	平成17年	4	—	4
昭和61年	412	100	512	平成18年	—	—	0
昭和62年	1,097	992	2,089	平成19年	—	—	0
昭和63年	694	526	1,220	平成20年	—	172	0
平成元年	32	329	361	平成21年	—	—	0
平成2年	132	—	132	平成22年	—	—	0
平成3年	—	—	0	平成23年	—	—	0
平成4年	—	150	150	平成24年	—	—	0
平成5年	36	40	76	平成25年	—	—	0
平成6年	—	200	200	平成26年	—	—	0
平成7年	240	175	415	平成27年	—	—	0
				合計	6,433	6,168	12,601

市内の高速道路延長：10,405m

防音壁の設置率：60.6%（福岡方面61.8%、熊本方面59.3%）